

## 統計調査の民間委託・民間開放に係る 既往の閣議決定等

- 別添 1 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(閣議決定)
- 別添 2 行政改革の実施状況(平成 14 年度版行政改革大綱のフォローアップ)(行政改革推進本部報告)
- 別添 3 規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申(規制改革・民間開放推進会議)
- 別添 4 規制改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)(閣議決定)
- 別添 5 規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申(規制改革・民間開放推進会議)
- 別添 6 規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)(閣議決定)
- 別添 7 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(閣議決定)
- 別添 8 公共サービス改革基本方針(閣議決定)
- 別添 9 総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画(総務省)
- 別添 10 公共サービス改革基本方針別表の改定(閣議決定)
- 別添 11 統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告のポイント(総務省)
- 別添 12 経済財政改革の基本方針 2007(閣議決定)
- 別添 13 公共サービス改革基本方針別表の改定(閣議決定)

## 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（抄）

平成 11 年 4 月 27 日

閣 議 決 定

中央省庁等改革を推進するため、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を以下のとおり定める。

## 第 1 事務・事業合理化関連

以下の国の事務及び事業の減量、効率化等を進め、行政組織の減量、効率化を図る。

## 1. 廃止、民営化、民間委託等

- (2) 次の業務については、従来から民間委託が進められてきたところであるが、民営化、独立行政法人化等を行うもののほか、今後も可能な限り民間委託を進めるとともに、一連のまとめりとして包括的に民間に委託する手法（以下「包括的民間委託」という。）の採用も検討することとする。

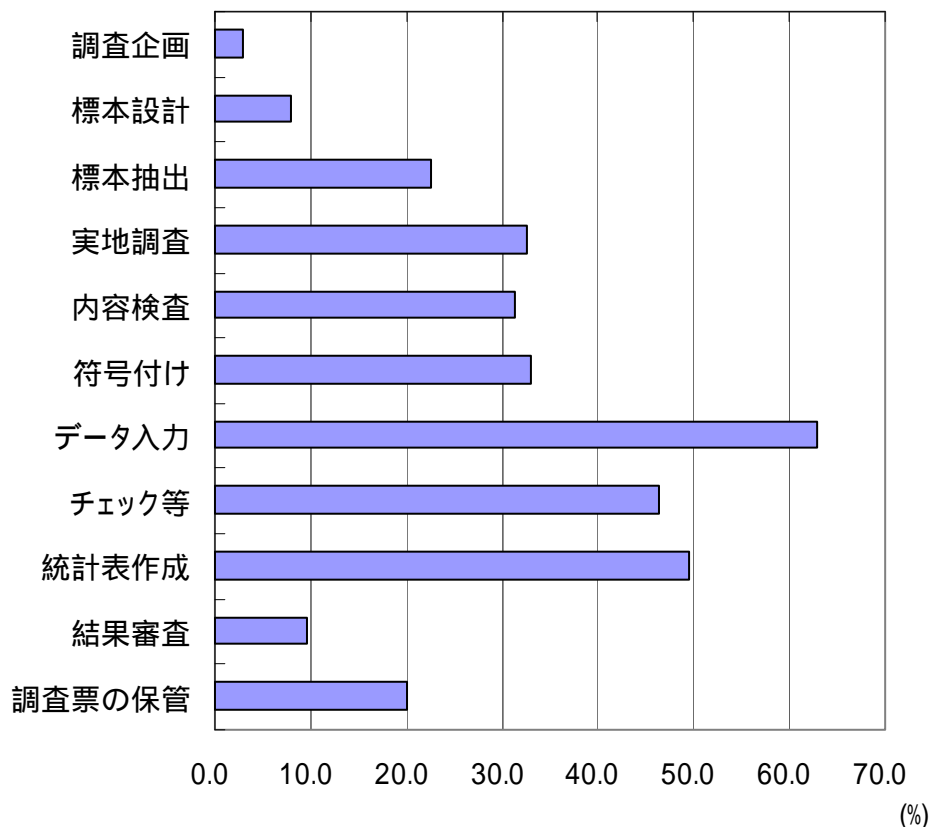
## 統計の処理等

統計事務（集計、データベース作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め、組織の減量化を図る。このため、各省庁は、本年中に民間委託に関する今後の推進方針を定め、民間委託を進めるものとする。総務庁は、各省庁の民間委託の推進方針及び推進状況をとりまとめて公表するとともに、その後の各省庁における民間委託の進捗状況を毎年とりまとめて、その結果を公表するものとする。

(参考)

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（統計関連事項）」の推進状況（抜粋）  
 （平成19年8月1日）

統計事務の種類別民間委託の状況



平成19年3月末現在

区分	調査企画	標本設計	標本抽出	実地調査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	合計	
当該事務が存在する統計調査件数	434	299	284	427	425	142	425	423	428	427	430	435	
民間委託を実施しているもの	件数	13	24	64	139	133	47	267	196	212	41	86	306
	割合 %	3.0	8.0	22.5	32.6	31.3	33.1	62.8	46.3	49.5	9.6	20.0	70.3
(参考) 独立行政法人への委託を実施しているもの (注)	件数	0	0	1	3	19	12	28	33	41	19	18	42
	割合 %	0.0	0.0	0.4	0.7	4.5	8.5	6.6	7.8	9.6	4.4	4.2	9.7

(注) 委託先の独立行政法人は、(独)統計センター、(独)国立健康・栄養研究所、(独)国立印刷局、(独)製品評価技術基盤機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び(独)駐留軍等労働者労務管理機構である。

行政改革の実施状況（抄）  
（平成 14 年度版行政改革大綱のフォローアップ）

〔平成 15 年 3 月 31 日〕  
行政改革推進本部報告

中央省庁等改革の的確な実施

2 行政の組織・事務の減量・効率化

(1) 減量・効率化

第 1 事務・事業及び組織の合理化等

〔各府省共通〕

統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を一層推進する。また、常勤職員が直接調査対象を訪問して実施する調査については、調査目的等に応じて、調査員調査への移行等、調査方法を見直す。

このため、各府省は平成 15 年中に「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定。以下「減量効率化計画」という。）に基づき定めた「民間委託に関する今後の推進方針」の見直しを行い、民間委託を進めるものとする。総務省は、各府省の民間委託の推進方針及び推進状況を取りまとめて公表するとともに、その後の各府省における民間委託の進捗状況を毎年とりまとめて、その結果を公表する。

また、秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、平成 15 年 4 月 1 日に設立する独立行政法人統計センターへの委託を推進する。

## 規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（抄）

（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）

．民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札制度）」

## 2 平成17年度に試行的に導入するモデル事業

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、当会議が本年10月8日から11月17日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記に示すモデル事業を平成17年度において適切に実施する。

なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

下記モデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。

他方、当会議が本年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記モデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。

その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。

．個別官業の民間開放の推進

## 【問題意識】

官業の民間開放について、当会議においては、総合規制改革会議での取組を更に推進・深化させるため、官業の民間開放を今年度からの3年間の重点検討課題として設定し、これを推進するに当たっての基本的な考え方を再整理するとともに、民間開放の対象たり得る官業について、より網羅的に把握した上で検討し、抜本的に民間開放を進めることとしている。また、総合規制改革会議では、官民の役割分担という観点から検討し、「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日）において、「民間でできるものは官は行わない」という考えを基本に置いていた。当会議では、このような考えを基本としつつ、本年8月3

日の「中間とりまとめ」において、「官で行わなければならない」理由の説明責任を各府省に求め、仮に「官で行わなければならない」場合であっても、「それを公務員自ら行わなければならないか」という視点に立って根底から問い直し、民間開放の可能性を徹底的に追求する姿勢を明確にした。

また、「中間とりまとめ」では、これまでの民間開放についての議論の中で各府省から種々示されてきた民間開放ができないとする理由に対して、国会議の考え方を示した。

さらに、国会議では、民間開放を推進する一つの手法として、競争規律の下、当該事務・事業の市場性・効率性等を客観的に測ることができるようになる「市場化テスト」を活用していく考えである。

以上のような考え方に立ち、「中間とりまとめ」に例示的に掲載した以下の個別の事務・事業を含め、幅広く国等自らがサービス等を提供している分野における各府省所管の個別の事務・事業について検討を行った。

「中間とりまとめ」に例示的に掲載した事務・事業（計81）  
（略）統計業務、（略）

以上を踏まえ、国会議は、以下の～の分類ごとに具体的施策として掲げるものについて、民間開放を進めるべきであるとの結論を得た。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 給付、徴収業務  | (2) 公的施設等の整備・管理・運営 |
| (3) 統計調査、製造等 | (4) 検査・登録、資格試験等    |

以下に記述する「民間開放」とは、a 民間委譲（民営化、譲渡）、b 民間への包括的業務委託、を指す考えである。民間委譲のうち、「民営化」は、従来その業務を行ってきた官の組織体が一体として民間となることを意味し、「譲渡」は、当該業務を民間に譲り渡すことを意味する。

民間への包括的業務委託とは、当該業務を発注する官側が委託に係る業務の内容・範囲、求める成果の程度・水準、委託業務遂行上留意すべき主要な事項、委託業務遂行上の必要な監督、委託業務の成果物の検収等について、委託契約の内容として受託者である民間と取り決めを行って、委託をするものであることは当然であるが、受託をした民間がその創意・工夫を発揮し、より効率的で合目的な成果を提出できるよう、官の関与を可能な限り少なくすることにより「一つの纏まりとしての業務」を委託することを意味する。

民間開放の精神にかんがみて、最も望ましくは、可能なものについて民間委譲を行うということであり、民間委譲が当面可能でないものについては、包括的な業務委託を図るべきという趣旨である。

なお、部分的な業務委託（例、印刷業務、配達業務のみの外部委託等）は、従来も行われてきたところであり、これを今後とも推進すべきことは言うまでもない。

また、以下で各業務について民間開放を求めている場合、その意味するところは、必ず

しも官側で民間事業者を探し具体的な民間開放を直ちに行うことを全ての事務・事業について求めているわけではない。公権力の行使に当たるから、官以外において行なってはならないという既成の観念から離れ、今後、民間から当該事務事業の実施について具体的提案があった場合、その内容について吟味し、必要な条件を満たす場合には、民間開放を行うべきとする事務・事業をも含むものである。

なお、上記民間開放により受け手となる者は、企業を含む民間法人又は個人が考えられる（以下では、総称して「民間」との表現を用いる。）が、これらが特定の法人・個人に偏ることがあってはならない。

さらに、上述による民間開放を積極的に推進するために、各事務・事業について、その業務内容及びコスト構造を開示し、参入を希望するものが適正な判断を行えるようにすべきである。

## 1 各分類における民間開放に向けた取組

### （3）統計調査、製造等

#### 【問題意識】

これらの事務・事業は、いずれも本質的には官以外においても行い得る事務・事業であるが、規模の大きさ、業務が高度あるいは特殊である等の理由により、市場における十分な供給が必ずしも期待できないとして、これまで主として官が行ってきたものであることから、基本的には、一定の要求水準を示し、当該水準を満たした上で、最も業務を効率的に行える者が行うべきものである。

例えば、紙幣や旅券については、「偽造されない」という要求水準を満たすものである限りは、必ずしも官によって製造される必要はないものである。

したがって、これらの事務・事業については、そもそも国等により行われる必要があるかという点を厳しく検証し、国等が行う必要性がないものについては民間に委譲するとともに、国等が行う必要があるものについても、市場により提供される可能性のある部分については、積極的に民間開放を推進すべきである。

#### 【具体的施策】

##### 統計業務【平成17年度以降逐次実施】

統計調査の实地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである。

したがって、指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進すべきである。

また、指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進すべきである。

## 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（抄）

（平成17年3月25日閣議決定）

16年度重点計画事項  
（分野横断的な取組）1 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札制度）」

## 2 平成17年度に試行的に導入するモデル事業

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月1日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記に示すモデル事業を平成17年度において適切に実施する。

なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

下記モデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較等を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。

他方、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記モデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。

その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。（市場イ）

2 個別官業の民間開放の推進

## 1 各分類における民間開放に向けた取組

## (3) 統計調査、製造等

統計業務【平成17年度以降逐次実施】

統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである。

したがって、指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。（教育工 a）

また、指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進する。（教育工 b）



## 措置事項

- 1 市場化テスト（官民競争入札制度）関係  
 イ 市場化テストの本格的導入に向けた取組（抄）

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
モデル事業の適切な実施（内閣府及び関係省庁）	（略） その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。	重点・市場2		措置 なお、試験調査については、平成17年度早期に所要の検討を了し、必要な場合には、平成18年度予算要求を措置。	
統計業務の民間開放推進（総務省及び関係府省）	a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。	重点・官業1(3)		逐次実施	
	b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広く民間開放を推進する。			逐次実施	

## 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（抄）

「小さくて効率的な政府」の実現に向けて

- 官民を通じた競争と消費者・利用者による選択 -

（平成17年12月21日 規制改革・民間開放推進会議）

## ・横断的制度改革等

## 1 市場化テストの速やかな本格的導入

## (2) 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

## 統計調査関連業務

## 【具体的施策】

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進めることとする。

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。

## 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抄)

(平成18年3月31日閣議決定)

## 17年度重点計画事項

(横断的制度整備等)

## 1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

## 統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の实地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。(市場イ)

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。(市場イ a)

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること(民間開放という。)に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。

(市場イ b)

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ c)

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。(市場イ d)また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。(市場イ e)

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。(市場イ f)

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（抄）

（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

### 第 2 章 成長力・競争力を強化する取組

#### 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

##### （2）生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

###### サービス産業の革新

- ・ サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

### 第 3 章 財政健全化への取組

#### 2. 「簡素で効率的な政府」への取組

##### （「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入）

- ・ 統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

##### （統計制度改革）

- ・ 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

(別表)

3. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
統計調査関連業務	<p>科学技術研究調査、個人企業経済調査その他の総務省所管のすべての指定統計調査について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(再改定)に盛り込まれた内容に基づき、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放(以下「民間開放」という。)を実施することとし、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。また、統計調査の民間開放のための法的措置を次期通常国会において講ずる等、実施のために必要な措置を講ずる。</p> <p>独立行政法人統計センターの実施している業務について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(再改定)を踏まえ、民間開放を実施することとし、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省

## 総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画

平成18年10月6日  
総務省統計局

## 基本的な考え方

「簡素で効率的な政府」の実現は、国・地方を通じた我が国全体の喫緊の課題であり、統計行政の分野においても、厳しい行財政事情の下、業務の一層の効率化を進めつつ産業構造の変化に対応した新たな統計の整備等の諸課題に対応していくことが求められている。

こうした情勢の下、民間事業者の創意と工夫を活用して統計調査に係る業務の見直しを行い、業務の効率化と統計の質の維持向上等を図ることは重要な課題となっており、今回の民間開放に関する取組を契機に、統計の信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組を構築することは、将来的な統計行政の発展に寄与するものである。

このため、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提に、総務省所管の指定統計調査に関連する業務について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放（以下「民間開放」という。）を以下の取組を通じて積極的に推進していくこととする。

なお、本計画は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）に基づき、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向け、調査実施者である総務省としての取組方針を現時点で整理するため、策定するものである。

## 総務省所管の指定統計調査の実施に関わる業務の民間開放

## 1. 国直轄調査（科学技術研究調査）

総務省において直接調査実施に関わる業務を行っている科学技術研究調査（調査員による訪問等を伴わない郵送調査。毎年5月から調査を開始）については、以下のとおり民間開放を進めていくこととする。

本調査の調査時期等を踏まえ、平成18年度に入札を実施し、次回調査（平成19年調査）から民間委託を開始する。

調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務を対象とする。

契約については、平成19年度は単年度とし、20年度以降については、19年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

## 2. 地方公共団体に実地調査を委託している調査

地方公共団体に実地調査を委託している調査について、現時点における考え方及びそれに基づく具体的措置は以下のとおりである。

個人企業経済調査等の総務省所管の指定統計調査は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体に実地調査を委託している。

## (1) 考え方

### 当面の民間開放の推進方策

調査員を用いて実地調査を行っている総務省所管の指定統計調査は、一部の例外を除き全国でくまなく大規模に実施する、国勢の基本に関する統計調査である。

こうした指定統計調査について全国規模で一律に民間開放を実施する場合には、現在、法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となる。こうした措置をとるためには、全国を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となる。

これに対し、調査業務に係る民間事業者の現状は、業界団体等からのヒアリング結果によれば、各事業者が用いている調査員の数等の面からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。他方、上記ヒアリング結果や試験調査への応札状況等からみて、統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在しており、規模を限定すること等の条件を付せば、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することは可能と考えられる。

こうした現状等を踏まえると、地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当である。これにより民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出する。

### 国として講ずべき措置

上記の実地調査に関する業務については、各地方公共団体の主体的判断により民間開放が実施されることとなるが、国として、地方公共団体における民間開放の取組を平成19年度から可能とするための環境整備を行うことが必要である。

### 業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査

国勢調査については、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告（平成18年7月公表）を受け、調査方法の大幅な変更が予定されており、国、地方公共団体における業務内容等は、今後、試験調査の結果等を踏まえつつ具体化することとしている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等に基づいて新設予定の経済センサスについても、現在、平成21年の調査実施に向け、調査方法等の具体化に向けた検討が進められているところである。

これらの調査については、見直しや企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し、結論を得ることとする。

## (2) 環境整備等の具体的措置の内容

### 概要及びスケジュール

平成19年度から、総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体において民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省令・要綱等を調査時期の到来に応じて順次改正するとともに、地方公共団体における民間開放の取組を促進するための措置について検討することとする。なお、平成19年度に実施する5年周期の大規模調査については、調査の実施時期が19年秋であることを踏まえれば、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して取組を進める。

また、統計の正確性を確保し、調査対象となる国民や企業からの信頼を維持するとともに、これらの国民や企業の秘密保護を確実なものとするために、民間開放の基準・条件等（業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等）についても、処理基準として、調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示する。

### 対象業務

民間開放の対象業務は、調査員が行う調査票の配布・収集・照会対応（記入指導等）、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等とする。

### 調査の流れに応じた民間開放の在り方

「国 - 都道府県 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する都道府県により実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する市（区）町村が、都道府県の同意を得て実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、上記の業務は都道府県と市（区）町村の間で分担されていることから、調査実施に関わる業務の包括的な民間開放については、業務の多くの部分を担う市（区）町村が、当該市（区）町村の属する都道府県の同意を得て実施する仕組みとすることが合理的である。具体的方法としては、都道府県は、事務処理特例条例（地方自治法252条の17の2）を制定することにより、上記の事務のうち都道府県が行う事務を当該市（区）町村に委託した上で、当該市（区）町村において民間開放を実施することが考えられる。

なお、上記の考え方や、環境整備等の具体的措置の内容については、本計画について地方公共団体から寄せられる意見、現在実施中の試験調査の結果等を踏まえ、関係府省とも連携しつつ、平成18年度末までに、必要な見直しと更なる具体化を図るものとする。



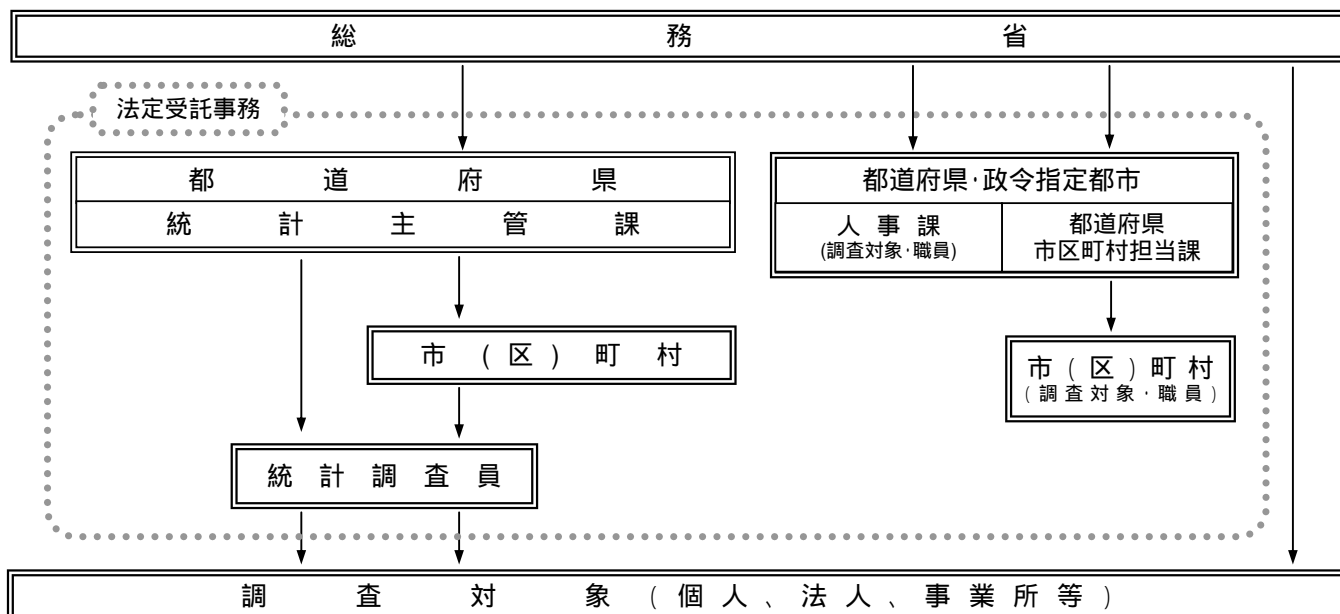
## 総務省所管の指定統計調査一覧

平成18年4月1日現在

指定統計調査名	周 期	次回調査実施時期	調査の流れ
事業所・企業統計調査	5年 (中間年に簡易調査)	18年度	
社会生活基本調査	5年	18年度	
就業構造基本調査	5年	19年度	
全国物価統計調査	5年	19年度	
住宅・土地統計調査	5年	20年度	
地方公務員給与実態調査	5年	20年度	
全国消費実態調査	5年	21年度	
国 勢 調 査	5年	22年度	
サービス業基本調査	5年		
労働力調査	毎月		
小売物価統計調査	毎月		
家 計 調 査	毎月		
個人企業経済調査	毎四半期		
科学技術研究調査	毎年		

事業所・企業統計調査、サービス業基本調査については、経済センサスの創設に伴い廃止予定

### 調 査 の 流 れ 図



## 公共サービス改革基本方針（平成 18 年 12 月 22 日 閣議決定）（抄）

## 1 統計調査関連

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<p>統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。</p> <p>総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。</p> <p>農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）、生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	総務省及び関係府省
(4) (独) 統計センター	<p>(独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。</p> <p>これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省

## 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告」のポイント

### 研究会における検討の方向性

厳しい行財政事情の下、新たな統計の整備等に取り組むためにも、更なる業務効率化が必要  
 正確性・信頼性の確保及び秘密の保護を前提に、民間事業者を活用した効率化を検討すべき  
 確実に実施可能な規模や地域に制約はあるものの、業務を受託する意欲のある民間事業者は存在  
 地方公共団体を通じて実施している調査では、地域単位での民間開放を推進する方向で検討  
 当面、国（総務省）において、地方公共団体における民間開放の取組を可能とするための環境整備 を行う必要  
 地方公共団体が民間開放を行う際の「基準・条件」の提示、地方公共団体への情報提供等（民間事業者の創意工夫にも留意）

### 試験調査等による実証的な検証の結果

試験調査 A、B は個人企業経済調査をモデルとして H18.7～12 に実施

#### 試験調査 A（全国 / 1 社）

官民の相違による結果精度への影響把握等

- ・官の本体調査に比して未記入項目が顕著に多い
  - ・調査対象の非協力率が高い
- （指示徹底や調査員確保を全国規模で行うことの  
 難しさ等が背景）

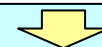


全国規模で民間開放を行った場合に、本体調査と  
 同等の質を確保可能との結論を出すことはできな  
 い。

#### 試験調査 B（都道府県単位・5 地域 / 各 1 社）

民間事業者の相違による結果精度への影響把握等

- ・回収率、未記入項目数、調査対象の非協力率等で、類似の調査経験を有する  
 民間事業者は全体に優れた結果を挙げたが、他の民間事業者では不十分な結  
 果（調査員等の能力、経験や民間事業者の業務管理体制の相違等が背景）
- ・各民間事業者とも実施経費は契約金額を超過



調査周期・規模・地域や事業所対象の調査であるといった条件が同様であ  
 れば、適切な民間事業者の選定により、本体調査と同様の質を確保可能  
 入札に際しては、民間事業者の業務遂行能力の適切な評価が必要  
 コスト面の効率追求と質の維持・向上との両立を図ることが重要

### 科学技術研究調査（国直轄の郵送調査）の対象者への意識調査

- ・督促・照会対応等の業務を民間業者に委ねたとしても、調査対象からの信頼の面でも問題はなく、民間開放可能と考えられる
- 上記結果を踏まえ、正確性・信頼性の確保及び秘密の保護に万全を期した上で、19 年度に民間開放（公共サービス改革法に基づく民間競争入  
 札）を実施

## 対応の方向性（地方公共団体を通じて実施している調査）

### 【今後の取組に向けての留意点】

「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」（18年10月）で示された取組方針に従って具体的な検討を進める際には、以下のような点に留意

地方公共団体との十分な意見交換・協力が必要

調査の特性を踏まえた更なる検討が必要（世帯を対象とする調査、期限の制約が厳しい月次調査等）

### 【「基準・条件」として考えられる主な内容】

#### < 入札関係 >

業務管理体制・経験等について、適切な資格要件の設定

価格と業務遂行能力（調査員の経験・能力、業務管理体制等）の双方を評価 等

#### < 契約関係 >

調査ごとに適切な指標（＝業務の実施に当たり確保されるべき水準）を設定 回収率に加え記入状況を加味するなど

民間事業者における秘密保護のための具体的措置（情報管理に関する規程等の策定・遵守、情報の不正利用防止の措置） 等

#### < 監督・モニタリング関係 >

業務の適正かつ確実な実施の確保のための検査・報告等

必要な場合に、是正要求を迅速に実施 等

## 今後に向けて

実証的な検証の事前実施や民間事業者からの意見募集などを通じ、調査ごとの特性に応じた更なる具体的な検討を推進することが必要

入札状況や実施結果の検証等を行い、今後の改善につなげることが必要

有識者による検討の場が必要であり、検討に際しては、地方公共団体・統計利用者の意見を聞くことが重要

そのほか、業務遂行能力のある民間事業者が増加していくことの必要性、統計調査員の在り方と民間開放との関係の整理等が今後の課題

## 経済財政改革の基本方針 2007（抄）

平成 19 年 6 月 19 日  
閣 議 決 定7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

## 【改革のポイント】

1. 対象事業の抜本的拡大：市場化テストの対象事業の抜本的拡大に向けて、重点分野を定めて集中的に取り組む。
2. 独立行政法人等の市場化テスト：独立行政法人改革と歩調を合わせ、市場化テストを実施する。また、地方公共団体についても、指定管理者制度の導入とともに拡大する。
3. 各府省の取組の評価：各府省の市場化テストへの取組状況について評価を行う。

## 【具体的手段】

## (1) 対象事業の抜本的拡大

監理委員会が平成 19 年 2 月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の 6 つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成 19 年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

## (2) ハローワーク

東京 23 区内のハローワーク 2 か所における無料の職業紹介について、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、所要の法改正を行うとともに監理委員会の審議を経た上で、平成 20 年度を目途に市場化テストを行う。

## (3) 統計調査関連業務

統計調査関連業務について、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定等を踏まえ、「統計法」の本格施行を視野に入れて、市場化テストの導入を積極的に推進する。

## (4) 各府省の取組の評価

監理委員会は各府省の市場化テストへの取組状況を定期的に質・量両面からスコアで評価し、公表するとともに、これを経済財政諮問会議に報告することを通じて、市場化テストへの取組強化を促す。

下線は事務局で付した。

(別表)

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
	<p>○ 科学技術研究調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品(調査票等を除く)の印刷、調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成22年12月までの2年9か月間</p>	
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査	<p>○ 平成20年7月から開始するサービス産業動向調査(仮称)(承認統計調査)について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。</p>	総務省
	<p>○ 民間給与実態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	財務省
	<p>○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。</p>	文部科学省
	<p>○ 社会福祉施設等調査(承認統計調査)及び介護サービス施設・事業所調査(承認統計調査)について民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応(以上については地方公共団体に委託する部分を除く)、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月目途に入札公告し、平成20年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年7月から平成21年3月までの9か月間</p>	厚生労働省

公共サービス改革基本方針(抄)  
(H19.12.24閣議決定)

別添13

<p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)</p>	<p>○ 就労条件総合調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年5月目途に入札公告し、平成20年8月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年8月から平成21年3月までの8か月間</p>	厚生労働省
	<p>○ 牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年1月までの2年3か月間</p>	農林水産省
	<p>○ 生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年2月までの2年4か月間</p>	
	<p>○ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成22年12月までの2年2か月間</p>	

公共サービス改革基本方針(抄)  
(H19.12.24閣議決定)

別添13

<p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査(つづき)</p>	<p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p>	<p>経済産業省</p>
	<p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p> <p>宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4)(独)統計センター</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>